

岩手県告示第 930 号

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、平成 18 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

平成 18 年 9 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成 18 年 11 月 10 日(金)午前 10 時から正午まで (120 分)

(2) 場所 盛岡市内丸 11 番 1 号 岩手県盛岡地区合同庁舎 8 階大会議室

2 受験手続 受験願書を平成 18 年 10 月 2 日(月)から平成 18 年 10 月 26 日(木)までに岩手県環境生活部環境保全課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部環境保全課又は最寄りの振興局保健福祉環境部に問い合わせること。